北庄内合併協議会小委員会設置規程

(設置)

- 第1条 この規程は、北庄内合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第1項 の規定により、北庄内合併協議会小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。 (所掌事務)
- 第2条 小委員会は、北庄内合併協議会(以下「協議会」という。)の付託を受け、規約第3条に掲げる事項の一部について、専門的に調査及び審議するものとする。 (組織)
- 第3条 小委員会の名称は、別表のとおりとする。
- 2 小委員会の委員は、協議会の会長(以下「会長」という。)が、協議会の委員の中から指名する。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 小委員会に委員長1名及び副委員長若干名を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を掌理し、小委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となり、 小委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 会議は、委員長が招集する。
- 2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を要請することができる。 (報告)
- 第6条 委員長は、小委員会の調査及び審議の経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

(準用)

- 第7条 会議の運営に関しては、北庄内合併協議会会議運営規程の規定を準用する。 (庶務)
- 第8条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に 定める。

附 則

この規程は、平成16年11月27日から施行する。

別表(第3条関係)

小委員会名
第1小委員会
第2小委員会
第3小委員会
第4小委員会
建設計画に関する小委員会
行財政システムに関する小委員会
議会議員の定数、任期等に関する小委員会